

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第3区分  
 【発行日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【公開番号】特開2017-125203(P2017-125203A)  
 【公開日】平成29年7月20日(2017.7.20)  
 【年通号数】公開・登録公報2017-027  
 【出願番号】特願2017-43621(P2017-43621)  
 【国際特許分類】

C 0 8 B 37/08 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/737 (2006.01)  
 A 6 1 P 27/02 (2006.01)

【F I】

C 0 8 B 37/08 Z  
 A 6 1 K 31/737  
 A 6 1 P 27/02

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月21日(2019.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

架橋コンドロイチン硫酸又はその薬学的に許容される塩の製造方法であって、  
 溶媒中、縮合剤の存在下、コンドロイチン硫酸又はその薬学的に許容される塩と多価アミンとを反応させ、前記架橋コンドロイチン硫酸又はその薬学的に許容される塩を得る工程を含み、  
 前記多価アミンのモル当量が、前記コンドロイチン硫酸の二糖単位1.00モル当量に対して、0.005~0.250モル当量である、  
 製造方法。

【請求項2】

前記架橋コンドロイチン硫酸又はその薬学的に許容される塩の架橋率が、0.01~30%である、請求項1に記載の製造方法。

【請求項3】

前記架橋率が0.05~10%である請求項2に記載の製造方法。

【請求項4】

前記架橋率が0.1~5%である請求項2又は3に記載の製造方法。

【請求項5】

前記縮合剤が、4-(4,6-ジメトキシ-1,3,5-トリアジン-2-イル)-4-メチルモルボリニウムクロリド水和物である、請求項1~4のいずれか1項に記載の製造方法。

【請求項6】

多価アミンに対する前記縮合剤のモル当量が、多価アミンの1.00モル当量に対して(0.50~5.00)×価数モル当量である、請求項1~5のいずれか1項に記載の製造方法(ここで「価数」とは、多価アミンの価数を意味する)。

【請求項7】

前記溶媒が、水又は水及び水混和性有機溶媒の混合溶媒である、請求項1~6のいずれ

か 1 項に記載の製造方法。

**【請求項 8】**

前記溶媒が、水と、メタノール、エタノール、イソプロパノール、n - プロパノール、第三級ブタノール、エチレングリコールモノメチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル、アセトン、1, 4 - ジオキサン、テトラヒドロフラン及びアセトニトリルからなる群から選ばれる 1 又は 2 以上である水混和性有機溶媒の混合溶媒である、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の製造方法。

**【請求項 9】**

前記多価アミンが、分子内の主鎖上に、下記一般式 ( I I ) で示される生分解点を有する、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の製造方法；



( 式中、D は、酸素原子、又は硫黄原子を表す ) 。

**【請求項 10】**

前記多価アミンがジアミンである、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の製造方法。